

○ 「特定機能病院に関する事項について」（令和 8 年 4 月 24 日付け医政発 0424 第 9 号厚生労働省医政局長通知）新旧対照表

(下線は改正部分)

改 正 後	改 正 前
1～3 （略） 4 承認後の変更手続 (1) 特定機能病院の開設者は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第4条の3の規定により、医療法施行規則第3条の2に規定する事項に変更があった場合には、10日以内にその旨を厚生労働大臣に届け出なければならないものであること。その際の届出の様式は様式第<u>9</u>のとおりであること。 (2) （略） 5 業務報告書 (1) 特定機能病院の開設者は、医療法施行規則第9条の2の2第1項各号に掲げる事項を記載した業務報告書を毎年10月5日までに地方厚生（支）局長に提出しなければならないものであること。その際の標準様式は様式第2から第7まで<u>並びに第10及び第11</u>のとおりであること。 (2) ～ (7) （略） (8) 医療法施行規則第9条の2の2第1項各号に掲げる事項のうち、第6号、第9号及び第10号に掲げる事項並び	1～3 （略） 4 承認後の変更手続 (1) 特定機能病院の開設者は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第4条の3の規定により、医療法施行規則第3条の2に規定する事項に変更があった場合には、10日以内にその旨を厚生労働大臣に届け出なければならないものであること。その際の届出の様式は様式第<u>九</u>のとおりであること。 (2) （略） 5 業務報告書 (1) 特定機能病院の開設者は、医療法施行規則第9条の2の2第1項各号に掲げる事項を記載した業務報告書を毎年10月5日までに地方厚生（支）局長に提出しなければならないものであること。その際の標準様式は様式第2から第7まで<u>及び第10</u>のとおりであること。 (2) ～ (7) （略） (8) 医療法施行規則第9条第<u>九</u>条の2の2第1項各号に掲げる事項のうち、第6号、第9号及び第10号に掲げる

に第5号に掲げる事項のうち閲覧の実績については、特定機能病院の承認後初めて行う業務報告書の提出に当たっては、各年度の4月1日から10月5日までの間に承認を受けた病院の場合は報告を省略する取り扱いとし、各年度の10月6日から3月31日までの間に承認を受けた病院の場合は報告書を提出する年度の前年度の承認後の期間の実績を報告する取り扱いとするものであること。また、各年度の4月1日から10月5日までの間に承認を受けた病院が承認後2度目に行う業務報告書の提出に当たっては、前記の事項については、報告書を提出する年度の前年度の承認後の期間の実績を報告する取り扱いとするものであること。

(9) 医療法施行規則第9条の2の2第1項第17号に掲げる事項（収益及び費用の内容）は、業務報告書を提出する年度の前年度の実績を報告するものであること。その際の届出の様式は様式第11のとおりであること。なお、厚生労働大臣は当該事項に関する内容については、公表を差し控えることとすること。

(10) (略)

6 (略)

7 開設者の業務遂行

(1) ・ (2) (略)

事項並びに第5号に掲げる事項のうち閲覧の実績については、特定機能病院の承認後初めて行う業務報告書の提出に当たっては、各年度の4月1日から10月5日までの間に承認を受けた病院の場合は報告を省略する取り扱いとし、各年度の10月6日から3月31日までの間に承認を受けた病院の場合は報告書を提出する年度の前年度の承認後の期間の実績を報告する取り扱いとするものであること。また、各年度の4月1日から10月5日までの間に承認を受けた病院が承認後2度目に行う業務報告書の提出に当たっては、前記の事項については、報告書を提出する年度の前年度の承認後の期間の実績を報告する取り扱いとするものであること。

(9) 医療法施行規則第9条の2の2第1項第17号に掲げる事項（収益及び費用の内容）は、業務報告書を提出する年度の前年度の実績を報告するものであること。その際に用いる報告様式については、追って示す予定である。なお、厚生労働大臣は当該事項に関する内容については、公表を差し控えることとすること。

(10) (略)

6 (略)

7 開設者の業務遂行

(1) ・ (2) (略)

(3) 医療法施行規則第15条の4第2号ロ(1)に規定する「医療に係る安全管理に関する識見を有する者」とは、特定機能病院において医療安全に関する業務に専従で従事した経験を<u>3年以上</u>持つ者であること。 (4) ～ (13) (略) 8～12 (略)	(3) 医療法施行規則第15条の4第2号ロ(1)に規定する「医療に係る安全管理に関する識見を有する者」とは、特定機能病院において医療安全に関する業務に専従で従事した経験<u>(3年以上が望ましい)</u>を持つ者であること。 (4) ～ (13) (略) 8～12 (略)
--	---

(様式第1)

厚生労働大臣

殿

番
令和 年 月 日
号
開設者名

〇〇病院の特定機能病院の名称の承認について

標記について、医療法（昭和23年法律第205号）第4条の2第1項及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第6条の3第1項の規定に基づき、次のとおり承認方申請します。

記

1 開設者の住所及び氏名

住 所	〒
氏 名	

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 名 称

--

3 所在の場所

〒	電話()	—
---	-------	---

4 特定機能病院の類型

1 大学病院本院（特定機能病院A）
2 医療法施行規則第6条の3第3項に規定する特定機能病院（特定機能病院B）

(注) 上記のいずれかを選択し、番号に〇印を付けること。

5 診療科

5-1 設置する診療科の区分

1 医療法施行規則第6条の4第1項の規定に基づき、有すべき診療科すべてを設置
2 医療法施行規則第6条の4第4項の規定により読み替えられた同条第1項の規定に基づき、医療法施行規則第6条の3第3項に規定する特定機能病院として、13以上の診療科を設置

(注) 上記のいずれかを選択し、番号に〇印を付けること。

5-2 標榜している診療科名

(1) 内科

内科	有 ・ 無
内科と組み合わせた診療科名等	
1呼吸器内科 2消化器内科 3循環器内科 4腎臓内科 5神経内科 6血液内科 7内分泌内科	
8代謝内科 9感染症内科 10アレルギー疾患内科またはアレルギー科 11リウマチ科	
診療実績	

(注) 1 「内科と組み合わせた診療科名等」欄については、標榜している診療科名の番号に〇印を付けること。

2 「診療実績」欄については、「内科と組み合わせた診療科名等」欄において、標榜していな

(新設)

い診療科がある場合、その診療科で提供される医療を、他の診療科で提供している旨を記載すること。

(2) 外科

外科	有 ・ 無
外科と組み合わせた診療科名 1呼吸器外科 2消化器外科 3乳腺外科 4心臓外科 5血管外科 6心臓血管外科 7内分泌外科 8小児外科	
診療実績	

(注) 1 「外科と組み合わせた診療科名」欄については、標榜している診療科名の番号に○印を付けること。

2 「診療実績」欄については、「外科」「呼吸器外科」「消化器外科」「乳腺外科」「心臓外科」「血管外科」「心臓血管外科」「内分泌外科」「小児外科」のうち、標榜していない科がある場合は、他の標榜科での当該医療の提供実績を記載すること（「心臓血管外科」を標榜している場合は、「心臓外科」「血管外科」の両方の診療を提供しているとして差し支えないこと）。

(3) その他の標榜していることが求められる診療科名

1精神科	2小児科	3整形外科	4脳神経外科	5皮膚科	6泌尿器科	7産婦人科
8産科	9婦人科	10眼科	11耳鼻咽喉科	12放射線科	13放射線診断科	
14放射線治療科	15麻酔科	16救急科				

(注) 標榜している診療科名の番号に○印を付けること。

(4) 歯科

歯科	有 ・ 無
歯科と組み合わせた診療科名 1小児歯科 2矯正歯科 3口腔外科	
歯科の診療体制	

(注) 1 「歯科」欄及び「歯科と組み合わせた診療科名」欄については、標榜している診療科名の番号に○印を付けること。

2 「歯科の診療体制」欄については、医療法施行規則第六条の四第五項の規定により、標榜している診療科名として「歯科」を含まない病院については記入すること。

(5) (1)～(4)以外でその他に標榜している診療科名

1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21

(注) 標榜している診療科名について記入すること。

5-3 その他設置していることが求められる診療科

	設置状況	当該診療科において提供されるべき医療を提供している診療科・部門
リハビリテーションを行う診療科	有 ・ 無	
病理診断を行う診療科	有 ・ 無	
臨床検査を行う診療科	有 ・ 無	
形成外科を行う診療科	有 ・ 無	
総合的な診療を行う診療科	有 ・ 無	

(注) 1 一番右の欄には、それぞれの診療科において提供されるべき医療を実質的に提供している診療科又は部門を記載すること（例：リハビリテーション科、臨床検査部門など。）。
2 総合的な診療を行う診療科は標榜診療科名には含まれていないこと。また、その他の診療科についても、必ずしも標榜の必要はないこと。

6 病床数

精 神	感染症	結 核	療 養	一 般	合 計
床	床	床	床	床	床

7 医師、歯科医師、薬剤師、看護師及び准看護師、管理栄養士その他の従業者の員数

職 種	常 勤	非常勤	合 計	職 種	員 数	職 種	員 数
医 師	人	人	人	看護補助者	人	診療エックス線技師	人
歯 科 医 師	人	人	人	理学療法士	人	臨床検査技師	人
薬 剤 師	人	人	人	作業療法士	人	衛生検査技師	人
保 健 師	人	人	人	視能訓練士	人	その他	人
助 産 師	人	人	人	義肢装具士	人	あん摩マッサージ指圧師	人
看 護 師	人	人	人	臨床工学技師	人	医療社会事業従事者	人
准 看 護 師	人	人	人	栄養士	人	その他の技術員	人
歯科衛生士	人	人	人	歯科技工士	人	事務職員	人
管理栄養士	人	人	人	診療放射線技師	人	その他の職員	人

(注) 1 報告書を提出する年度の10月1日現在の員数を記入すること。
2 栄養士の員数には、管理栄養士の員数は含めないで記入すること。
3 「合計」欄には、非常勤の者を当該病院の常勤の従事者の通常の勤務時間により常勤換算した員数と常勤の者の員数の合計を小数点以下2位を切り捨て、小数点以下1位まで算出して記入すること。それ以外の欄には、それぞれの員数の単純合計員数を記入すること。

8 専門の医師数

専門医名	人 数	専門医名	人 数
総合内科専門医	人	眼 科 専 門 医	人
外 科 専 門 医	人	耳鼻咽喉科専門医	人
精 神 科 専 門 医	人	放射線科専門医	人
小 児 科 専 門 医	人	脳神経外科専門医	人
皮 膚 科 専 門 医	人	整形外科専門医	人
泌尿器科専門医	人	麻 酔 科 専 門 医	人
産婦人科専門医	人	救 急 科 専 門 医	人
形成外科専門医	人	病 理 専 門 医	人
臨床検査専門医	人	リハビリテーション科専門医	人
総合診療専門医	人	合 計	人

- (注) 1 報告書を提出する年度の10月1日現在の員数を記入すること。
 2 人数には、非常勤の者を当該病院の常勤の従事者の通常の勤務時間により常勤換算した員数と常勤の者の員数の合計を小数点以下1位を切り捨て、整数で算出して記入すること。

9 管理者の医療に係る安全管理の業務の経験

管理者名 () 任命年月日 令和 年 月 日

10 前年度の平均の入院患者、外来患者及び調剤の数

歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の前年度の平均の入院患者及び外来患者の数

	歯 科 等 以 外	歯 科 等	合 計
1日当たり平均入院患者数	人	人	人
1日当たり平均外来患者数	人	人	人
1日当たり平均調剤数	剤		
必要医師数	人		
必要歯科医師数	人		
必要薬剤師数	人		
必要（准）看護師数	人		

- (注) 1 「歯科等」欄には、歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科を受診した患者数を、「歯科等以外」欄にはそれ以外の診療科を受診した患者数を記入すること。
 2 入院患者数は、前年度の各科別の入院患者延数(毎日の24時現在の在院患者数の合計)を暦日で除した数を記入すること。
 3 外来患者数は、前年度の各科別の外来患者延数をそれぞれ病院の年間の実外来診療日数で除した数を記入すること。
 4 調剤数は、前年度の入院及び外来別の調剤延数をそれぞれ暦日及び実外来診療日数で除した数を記入すること。
 5 必要医師数、必要歯科医師数、必要薬剤師数及び必要（准）看護師数については、医療法施行規則第22条の2の算定式に基づき算出すること。

11 施設の構造設備

施設名		主要構造		設備概要			
集中治療室	床面積 m ²		病床数		床	心電計	有・無
			人工呼吸装置		有・無	心臓除動去装置	有・無
			その他の救命蘇生装置		有・無	ペースメーカー	有・無
無菌病室等	[固定式の場合]	床面積	m ²	病床数			床
	[移動式の場合]	台数	台				
医薬品情報管理室	[専用室の場合]	床積	m ²				
	[共用室の場合]	共用する室名					
化学検査室	m ²	(主な設備)					
細菌検査室	m ²	(主な設備)					
病理検査室	m ²	(主な設備)					
病理解剖室	m ²	(主な設備)					
研究室	m ²	(主な設備)					
講義室	m ²	室数	室	収容定員	人		
図書室	m ²	室数	室	蔵書数	冊程度		

(注) 1 主要構造には、鉄筋コンクリート、簡易耐火、木造等の別を記入すること。

2 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器を記入すること。

12 紹介率及び逆紹介率の前年度の平均値

紹介率	. %	逆紹介率	. %
A: 紹介患者の数			人
B: 他の病院又は診療所に紹介した患者の数			人
C: 救急用自動車によって搬入された患者の数			人
D: 初診の患者の数			人

(注) 1 「紹介率」欄は、A、Cの和をDで除した数に100を乗じて小数点以下第1位まで記入すること。

2 「逆紹介率」欄は、BをDで除した数に100を乗じて小数点以下第1位まで記入すること。

3 A、B、C、Dは、それぞれの前年度の延数を記入すること。

13 監査委員会の委員名簿及び委員の選定理由 (注)

氏名	所属	委員長 (○を付す)	選定理由	利害関係	委員の要件 該当状況
				有・無	
				有・無	
				有・無	
				有・無	
				有・無	
				有・無	

(注) 「委員の要件該当状況」の欄は、次の1～3のいずれかを記載すること。

- 医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者その他の学識経験を有する者（令和9年4月1日以降は、特定機能病院において医療安全管理部門に配置された専従の医師、薬剤師又は看護師として三年以上の経験がある者に限る。）
- 医療を受ける者その他の医療従事者以外の者（1.に掲げる者を除く。）
- その他

14 監査委員会の委員名簿及び委員の選定理由の公表の状況

委員名簿の公表の有無	有・無
委員の選定理由の公表の有無	有・無
公表の方法	

(様式第2)

高度の医療の提供の実績

1 承認を受けている先進医療の種類(注1)及び取扱患者数

[illegible]

(注) 1 「先進医療の種類」欄には、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準(平成二十年厚生労働省告示第百二十九号)第二各号に掲げる先進医療について記入すること。

2 「取扱患者数」欄には、前年度の年間実患者数を記入すること。

(新設)

(様式第2)

高度の医療の提供の実績

2 承認を受けている先進医療の種類(注1)及び取扱患者数

[illegible]

(注) 1 「先進医療の種類」欄には、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準(平成二十年厚生労働省告示第百二十九号)第三各号に掲げる先進医療について記入すること。

(注) 2 「取扱患者数」欄には、前年度の年間実患者数を記入すること。

(様式第2)

高度の医療の提供の実績

3 その他の高度の医療

医療技術名		取扱患者数	
当該医療技術の概要			
医療技術名		取扱患者数	
当該医療技術の概要			
医療技術名		取扱患者数	
当該医療技術の概要			
医療技術名		取扱患者数	
当該医療技術の概要			
医療技術名		取扱患者数	
当該医療技術の概要			
医療技術名		取扱患者数	
当該医療技術の概要			
医療技術名		取扱患者数	
当該医療技術の概要			

(注) 1 当該医療機関において高度の医療と判断するものが他にあれば、前年度の実績を記入すること。
2 特定機能病院Bについては、他の医療機関での実施状況を含め、当該医療技術が極めて先駆的であることについて記入すること(当該医療が先進医療の場合についても記入すること)。

その他の高度医療の種類の合計数	
取扱患者数の合計(人)	0

(様式第2)

高度の医療の提供の実績

4 指定難病についての診療

疾 患 名		患者数	疾 患 名		患者数
1		56			
2		57			
3		58			
4		59			
5		60			
6		61			
7		62			
8		63			
9		64			
10		65			
11		66			
12		67			
13		68			
14		69			
15		70			
16		71			
17		72			
18		73			
19		74			
20		75			
21		76			
22		77			
23		78			
24		79			
25		80			
26		81			
27		82			
28		83			
29		84			
30		85			
31		86			
32		87			
33		88			
34		89			
35		90			
36		91			
37		92			
38		93			
39		94			
40		95			
41		96			
42		97			
43		98			
44		99			
45		100			
46		101			
47		102			
48		103			
49		104			
50		105			
51		106			
52		107			
53		108			
54		109			
55		110			

(注)「患者数」欄には、前年度の年間実患者数を記入すること。

疾患数	
合計患者数(人)	0

(様式第2)

高度の医療の提供の実績

5 届出が受理されている診療報酬制度における施設基準等(基本診療料)

[illegible]

(様式第2)

高度の医療の提供の実績

6 届出が受理されている診療報酬制度における施設基準等(特掲診療料)

[illegible]

(様式第2)

高度の医療の提供の実績

7 診療報酬の算定方法に先進医療から採り入れられた医療技術

施設基準等の種類	施設基準等の種類
・	・
・	・
・	・
・	・
・	・
・	・
・	・
・	・
・	・
・	・
・	・
・	・
・	・
・	・
・	・
・	・
・	・

(注) 1 特定機能病院の名称の承認申請の場合には、必ずしも記入しなくともよいこと。

2 「施設基準等の種類」欄には、特定機能病院の名称の承認申請又は業務報告を行う3年前の4月以降に、診療報酬の算定方法(平成二〇年厚生労働省告示第五九号)に先進医療(当該病院において提供していたものに限る。)から採り入れられた医療技術について記入すること。

8 病理・臨床検査部門の概要

臨床部門が病理診断部門或いは臨床検査部門と開催した症例検討会の開催頻度		
剖 検 の 状 況	剖検症例数(例)	
	剖検率(%)	

(注) 「症例検討会の開催頻度」及び「剖検の状況」欄には、前年度の実績を記入すること。

(様式第2)

高度の医療の提供の実績

9 地域に一定の人的協力を行っていること

(1) 特定機能病院Aの人的協力

特定機能病院Aと派遣先医療機関の連携・調整により半年以上継続して派遣された常勤医師換算数	常勤医師換算数	人
	(うち医師少数区域又は医師少数スポットへの派遣医師数)	人

(注) 1 「常勤医師換算数」欄には前年度の実績を記載すること。

2 下記に掲げる要件を満たす医師を常勤換算すること。

- ・ 常勤/非常勤の雇用形態によらず、特定機能病院A(いわゆる「医局」を含む。)からの派遣であること。
- ・ 派遣期間が半年未満の医師であっても、実態として半年以上の継続的な医師の派遣を行っていることとみなすことができる場合については算入すること。
- ・ 特定機能病院A(いわゆる「医局」を含む。)の在籍期間が3年以上の医師であること(在籍できるのは医師法の規定による臨床研修修了後の医師)。
- ・ 病院の管理者(病院長)としての派遣ではないこと。
- ・ 特定機能病院Aから別の特定機能病院Aに派遣されている医師が、さらに別の医療機関に派遣される場合については、最初の派遣に限り算入すること。
- ・ 同一法人が開設する医療機関(いわゆる「分院」、「サテライト診療所」等)は原則として派遣先として取扱わないものとする(当該医療機関が医師少数区域又は医師少数スポットに所在する場合は、派遣先として取扱い、算入対象とすること。)

(様式第2)

高度の医療の提供の実績

9 地域に一定の人的協力を行っていること

(2) 人的協力を行うにあたっての都道府県との連携状況

① 地域医療構想を踏まえた人的協力について

新たな地域医療構想を踏まえ、地域の各医療機関が医療機関機能を適切に発揮できるような人的協力の実施
地域医療構想調整会議（都道府県単位）への参加
地域医療構想調整会議の協議結果を踏まえた人的協力を実施
病院全体としての地域医療構想の主旨等に則った人的協力を実施
他都道府県から地域医療構想への協力を求められた場合の人的協力の実施
医師の様々な症例の経験の必要性など医育の観点を踏まえた人的協力の実施
小児がんや移植医療など、症例数が少ない医療や高度な医療を、都道府県単位又はより広域な単位での提供
地域全体に係る医療提供体制の構築・維持や連携・再編・集約化の取組への協力の観点を踏まえた人的協力の実施

(注) 実施しているものすべてについて、一番左の欄に○印をお願いします。

② 医師確保計画を踏まえた人的協力について

医師多数都道府県等に所在する特定機能病院が、当該都道府県外の医師少数都道府県等に所在する医療機関に対して優先的に人的協力を実施
都道府県が設定する医師少数区域、医師少数スポーツ、重点医師偏在対策支援区域に所在する医療機関に対して優先的に人的協力を実施
地域医療対策協議会での協議事項を踏まえて、都道府県と連携して実施
都道府県と大学病院等との連携パートナーシップ協定

(注) 実施しているものすべてについて、一番左の欄に○印をお願いします。

③ その他

(注)「その他」欄については、特定機能病院Aが実施している人的協力において、各欄に掲げる事項以外に都道府県と連携していることがあれば、その内容について記載すること。

(様式第2)

高度の医療の提供の実績

10 他の医療機関に所属する医療関係職種に対する研修の実施状況

--

(注) 特定機能病院Bにおいて実施した日本全国の医療機関に勤務する医療従事者を対象とした専門的な研修内容について記載すること。

11 地域の医療機関への学習機会の提供

--

(注) 地域の医療機関に対して実施した研修会・講習会等の名称、主な議題を可能な範囲で記載すること。なお、感染対策向上加算1の施設基準において求められる、感染対策向上加算2又は感染対策向上加算3の届出を行っている保険医療機関との連携に基づき実施した教育・研修も含む。

(新設)

(様式第3)

高度の医療技術の開発及び評価を行う能力を有することを証する書類

1 研究費補助等の実績

研究課題名	研究者氏名	所属部門	金額	補助元又は委託元	
				補委	
				補委	
				補委	
				補委	
				補委	
				補委	
				補委	
				補委	
				補委	
				補委	
				補委	
				補委	

計

- (注) 1 国、地方公共団体又は公益法人から補助金の交付又は委託を受け、当該医療機関に所属する医師等が申請の前年度に行った研究のうち、高度の医療技術の開発及び評価に資するものと判断される主なものを記入すること。
- 2 「研究者氏名」欄は、1つの研究について研究者が複数いる場合には、主たる研究者の氏名を記入すること。
- 3 「補助元又は委託元」欄は、補助の場合は「補」、委託の場合は「委」に、○印をつけた上で、補助元又は委託元を記入すること。

(様式第3)

高度の医療技術の開発及び評価を行う能力を有することを証する書類

2 論文発表等の実績

(1)高度の医療技術の開発及び評価を行うことの評価対象となる論文

番号	発表者氏名	筆頭著者の 特定機能病院における所属	題名	雑誌名・ 出版年月等	論文種別
1					Original Article
2					Case report
3					Review
4					Letter
5					Others
6					
～					
70					
～					

計 件

(注) 1 当該特定機能病院に所属する医師等が前年度に発表した英語論文のうち、高度の医療技術の開発および評価に資するものと判断されるものを70件以上記入すること。70件以上発表を行っている場合には、70件のみを記載するのではなく、合理的な範囲で可能な限り記載すること。

2 報告の対象とするのは、筆頭著者の所属先が当該特定機能病院である論文であり、査読のある学術雑誌に掲載されたものに限るものであること。ただし、実態上、当該特定機能病院を附属している大学の講座等と当該特定機能病院の診療科が同一の組織として活動を行っている場合においては、筆頭著者の所属先が大学の当該講座等であっても、論文の数の算定対象に含めるものであること(筆頭著者が当該特定機能病院に所属している場合に限り。)

3 「発表者氏名」に関しては、英文で、筆頭著者を先頭に論文に記載された順に3名までを記載し、それ以上は、他、またはet alとする。

4 「筆頭著者の所属」については、和文で、筆頭著者の特定機能病院における所属を記載すること。

5 「雑誌名・出版年月等」欄には、「雑誌名 出版年月(原則雑誌掲載月とし、Epub ahead of printやin pressの掲載月は認めない); 巻数: 該当ページ」の形式で記載すること
(出版がオンラインのみの場合は雑誌名、出版年月(オンライン掲載月)の後に(オンライン)と明記すること)。

記載例: Lancet. 2015 Dec; 386: 2367-9 / Lancet. 2015 Dec (オンライン)

6 「論文種別」欄には、Original Article、Case report、Review、Letter、Othersから一つ選択すること。

(2)高度の医療技術の開発及び評価を行うことの評価対象とならない論文(任意)

番号	発表者氏名	筆頭著者の 特定機能病院における所属	題名	雑誌名・ 出版年月等	論文種別
1					Original Article
2					Case report
3					
～					

計 件

(注) 1 当該医療機関に所属する医師等が前年度に発表したもののうち、高度の医療技術の開発および評価に資するものと判断される主なものを記入すること。

2 記載方法は、前項の「高度の医療技術の開発及び評価を行うことの評価対象となる論文」の記載方法に準じること。

(様式第3)

高度の医療技術の開発及び評価を行う能力を有することを証する書類

3 高度の医療技術の開発及び評価の実施体制

(1) 倫理審査委員会の開催状況

① 倫理審査委員会の設置状況	有・無
② 倫理審査委員会の手順書の整備状況	有・無
・ 手順書の主な内容	
③ 倫理審査委員会の開催状況	年 回

(注) 1 倫理審査委員会については、「臨床研究に関する倫理指針」に定める構成である場合に「有」に○印を付けること。
2 前年度の実績を記載すること。

(2) 利益相反を管理するための措置

① 利益相反を審査し、適当な管理措置について検討するための委員会の設置状況	有・無
② 利益相反の管理に関する規定の整備状況	有・無
・ 規定の主な内容	
③ 利益相反を審査し、適当な管理措置について検討するための委員会の開催状況	年 回

(注) 前年度の実績を記載すること。

(3) 臨床研究の倫理に関する講習等の実施

① 臨床研究の倫理に関する講習等の実施状況	年 回
・ 研修の主な内容	

(注) 前年度の実績を記載すること。

(4) 研究支援組織の設置

① 臨床研究の実施の支援を行う部門の設置状況	有・無
・構成員について（該当するものに○印をお願いします。）	
1. 臨床研究の実施に係る支援を行う業務に関する相当の経験及び識見を有する者	
2. 生物統計に関する相当の経験及び識見を有する者	
3. 薬事に関する審査に関する相当の経験及び識見を有する者	
4. 行政機関の医学系部門での業務歴があり政策・施策に関する識見を有する者	
5. その他（ ）	
・支援の主な内容	

(注) 1 臨床研究の実施の支援を行う部門については、Academic Research Organization (ARO)等を想定。

2 支援内容については、臨床研究に関する企画・立案についての相談、研究計画書・同意説明文書等の必要な文書の作成支援等、臨床研究の実施を支援する業務をご記載ください。

(新設)

(様式第 4) 高度の医療に関する研修等を行わせる能力を有することを証する書類

1 研修の内容

(注) 上記の研修内容は医師法及び歯科医師法の規定による臨床研修を終了した医師及び歯科医師に対する専門的な研修について記載すること。

2 研修の実績

上記研修を受けた医師数

人

(注) 前年度の研修を受けた医師の実績を記入すること。

3 研修統括者

研修統括者氏名	診療科	役職等	臨床経験年数	特記事項
			年	
			年	
			年	
			年	
			年	
			年	
			年	
			年	
			年	
			年	
			年	
			年	
			年	
			年	
			年	
			年	
			年	
			年	
			年	
			年	
			年	

- (注) 1 医療法施行規則第六条の四第一項又は第四項の規定により、有するものとされている診療科については、必ず記載すること。ただし、リハビリテーションを行う診療科、病理診断を行う診療科、臨床検査を行う診療科、形成外科を行う診療科及び総合的な診療を行う診療科に関しては任意とする。
- (注) 2 内科について、サブスペシャルティ領域ごとに研修統括者を配置している場合には、すべてのサブスペシャルティ領域について研修統括者を記載すること。
- (注) 3 外科について、サブスペシャルティ領域ごとに研修統括者を配置している場合には、すべてのサブスペシャルティ領域について研修統括者を記載すること。

(様式第4)

高度の医療に関する研修等を行わせる能力を有することを証する書類

4 医師、歯科医師以外の医療従事者等に対する研修

① 医師、歯科医師以外の医療従事者に対する研修の実施状況（任意）
・研修の主な内容 ・研修の期間・実施回数 ・研修の参加人数
② 業務の管理に関する研修の実施状況（任意）
・研修の主な内容 ・研修の期間・実施回数 ・研修の参加人数

(注) 高度の医療に関する研修等について、前年度実績を記載すること。

(様式第4)

高度の医療に関する研修等を行わせる能力を有することを証する書類

5 医師、看護師、薬剤師に対する卒前教育

① 医学部に在籍する学生に対する臨床実習等の受入れ状況	
前年度の受入れ人数	人
・実習の主な内容	
② 薬剤師養成課程に在籍する学生の薬学実務実習の受入れ体制の有無 (有・無)	
前年度の受入れ人数	人
・実習の主な内容	
③ 看護師等学校養成所の教育課程における臨地実習の受入れ状況	
前年度の受入れ人数	人
・実習の主な内容	

(注) 1 「①医学部に在籍する学生に対する臨床実習等の受入れ状況」には、共用試験に合格した医学生に対する臨床実習及び病院見学等における実習を含むものとする。

2 「②薬剤師養成課程に在籍する学生の薬学実務実習の受入れ体制の有無」については、「認

定実務実習指導薬剤師」（一般社団法人薬学教育協議会が認定）が配置されているか否かを指す。実習の受入れ人数が0人の場合は、実習の主な内容の記載は不要。

6 看護師、薬剤師に対する卒後教育

① 看護師の特定行為研修について、厚生労働大臣の指定を受けた指定研修機関であること (有・無)	
前年度の研修人数	人
・ 研修の主な内容	
② 免許取得直後の薬剤師を対象とした総合的な研修体制の有無 (有・無)	
前年度の研修人数	人
・ 研修の主な内容	
・ 研修責任者の有無 (有・無)	
・ 委員会の設置の有無 (有・無)	
・ プログラムの作成の有無 (有・無)	

(注) 1 「①看護師の特定行為研修について、厚生労働大臣の指定を受けた指定研修機関であること」については、指定研修機関が学校の場合も含む。

2 「②免許取得直後の薬剤師を対象とした総合的な研修体制の有無」については、「医療機関における新人薬剤師の研修プログラムの基本的考え方」（一般社団法人日本病院薬剤師会）並びに「薬剤師の卒後研修カリキュラムの調査研究」（令和3年度厚生労働科学研究費補助金 健康安全確保総合研究分野 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究）における薬剤師の卒後研修プログラム骨子案及び薬剤師卒後研修プログラム評価票案を参考にすること。

(様式第 5)

診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法に関する書類

計画・現状の別	1. 計画	2. 現状
管理責任者氏名		
管理担当者氏名		

		保 管 場 所	管 理 方 法
診療に関する諸記録	規則第二十一条の二第二号に掲げる事項	病院日誌	
		各科診療日誌	
		処方せん	
		手術記録	
		看護記録	
		検査所見記録	
		エックス線写真	
		紹介状	
		退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約及び入院診療計画書	
病院の管理及び運営に関する諸記録	規則第二十一条の三第三号に掲げる事項	従業者数を明らかにする帳簿	
		高度の医療の提供の実績	
		高度の医療技術の開発及び評価の実績	
		高度の医療の研修の実績	
		閲覧実績	
		紹介患者に対する医療提供の実績	
		入院患者数、外来患者及び調剤の数を明らかにする帳簿	
	規則第二十一条の十一第一項に掲げる事項	医療に係る安全管理のための指針の整備状況	
		医療に係る安全管理のための委員会の開催状況	
		医療に係る安全管理のための職員研修の実施状況	
		医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策の状況	
		医療事故調査制度の対象となる医療事故への該当性の判断に係る記録	

(新設)

			保 管 場 所	管 理 方 法
病院の管理及び運営に関する諸記録	規則第十一条第二項第一号から第三号までに掲げる事項	院内感染対策のための指針の策定状況		
		院内感染対策のための委員会の開催状況		
		従業者に対する院内感染対策のための研修の実施状況		
		感染症の発生状況の報告その他の院内感染対策の推進を目的とした改善のための方策の実施状況		
		医薬品安全管理責任者の配置状況		
		従業者に対する医薬品の安全使用のための研修の実施状況		
		医薬品の安全使用のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施状況		
		医薬品の安全使用のために必要となる未承認等の医薬品の使用の情報その他の情報の収集その他の医薬品の安全使用を目的とした改善のための方策の実施状況		
		医療機器安全管理責任者の配置状況		
		従業者に対する医療機器の安全使用のための研修の実施状況		
		医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の実施状況		
		医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策の実施状況		

(新設)

(様式第 6)
病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

○病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法

計画・現状の別	1. 計画	2. 現状
閲覧責任者氏名		
閲覧担当者氏名		
閲覧の求めに応じる場所		
閲覧の手続の概要		

(注)既に医療法施行規則第 9 条の 20 第 1 項第 5 号の規定に合致する方法により記録を閲覧させている病院は現状について、その他の病院は計画について記載することとし、「計画・現状の別」欄の該当する番号に○印を付けること。

○病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧の実績

前年度の総閲覧件数	延	件
閲覧者別	医師	延 件
	歯科医師	延 件
	国	延 件
	地方公共団体	延 件

(注)特定機能病院の名称の承認申請の場合には、必ずしも記入する必要はないこと。

(様式第6)

規則第1条の11第1項各号に掲げる医療に係る安全管理のための体制の確保に係る措置

① 医療に係る安全管理のための指針の整備状況	有・無
・ 指針の主な内容：	
② 医療に係る安全管理のための委員会の設置及び業務の状況	
・ 設置の有無（有・無）	
・ 開催状況：年 回	
・ 活動の主な内容：	
③ 医療に係る安全管理のための職員研修の実施状況	年 回
・ 研修の内容（すべて）：	
④ 医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策の実施状況	
・ 医療機関内における事故報告等の整備（有・無）	
・ その他の改善のための方策の主な内容：	
⑤ 医療安全管理者の配置及び業務の状況	
・ 配置の有無（有・無）	
・ 業務の主な内容：	
⑥ 当該病院等における医療に係る安全管理に関する記録のうち、医療事故調査制度の対象となる医療事故への該当性の判断に係る記録の整備状況	
・ 記録の内容：	

(注) 前年度の実績を記入すること。

規則第 1 条の 11 第 2 項第 1 号に掲げる院内感染対策のための体制の確保に係る措置

① 院内感染対策のための指針の策定状況	有・無
指針の主な内容：	
② 院内感染対策のための委員会の開催状況	年 回
活動の主な内容：	
③ 従業者に対する院内感染対策のための研修の実施状況	年 回
研修の内容（すべて）：	
④ 感染症の発生状況の報告その他の院内感染対策の推進を目的とした改善のための方策の状況	
- 病院における発生状況の報告等の整備 （ 有・無 ） - その他の改善のための方策の主な内容：	

（注）前年度の実績を記入すること。

規則第 1 条の 11 第 2 項第 2 号に掲げる医薬品に係る安全管理のための体制の確保に係る措置

① 医薬品安全管理責任者の配置状況	有・無
② 従業者に対する医薬品の安全使用のための研修の実施状況	年 回
・ 研修の主な内容：	
③ 医薬品の安全使用のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施状況	
・ 手順書の作成 (有・無) ・ 手順書の内訳に基づく業務の主な内容：	
④ 医薬品の安全使用のために必要となる未承認等の医薬品の使用の情報その他の情報の収集その他の医薬品の安全使用を目的とした改善のための方策の実施状況	
・ 医薬品に係る情報の収集の整備 (有・無) ・ 未承認等の医薬品の具体的な使用事例 (あれば) ： ・ その他の改善のための方策の主な内容：	

(注) 前年度の実績を記入すること。

規則第 1 条の 11 第 2 項第 3 号に掲げる医療機器に係る安全管理のための体制の確保に係る措置

① 医療機器安全管理責任者の配置状況	有・無
② 従業者に対する医療機器の安全使用のための研修の実施状況	年 回
・ 研修の主な内容：	
③ 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の実施状況	
・ 医療機器に係る計画の策定 (有・無)	
・ 機器ごとの保守点検の主な内容：	
④ 医療機器の安全使用のために必要となる未承認等の医療機器の使用の状況その他の情報の収集 その他の医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策の実施状況	
・ 医療機器に係る情報の収集の整備 (有・無)	
・ 未承認等の医療機器の具体的な使用事例 (あれば)：	
・ その他の改善のための方策の主な内容：	

(注) 前年度の実績を記入すること。

規則第9条の20の2第1項第1号から第13号の二に掲げる事項の実施状況

① 医療安全管理責任者の配置状況	有・無
・責任者の資格（医師・歯科医師） ・6ヶ月以上の医療安全管理部門における業務経験（有・無）（令和9年度より記載すること） ・医療安全管理責任者による医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医療安全管理者、医薬品安全管理責任者及び医療機器安全管理責任者等の統括状況	
② 専任の院内感染対策を行う者の配置状況	有（ 名 ）・無
③ 医薬品安全管理責任者の業務実施状況 ・医薬品に関する情報の整理・周知に関する業務の状況 ・承認等の医薬品の使用に係る必要な業務の実施状況 ・担当者の指名の有無（有・無） ・担当者の所属・職種： （所属： , 職種 ） （所属： , 職種 ） （所属： , 職種 ） （所属： , 職種 ） （所属： , 職種 ） （所属： , 職種 ） （所属： , 職種 ） （所属： , 職種 ）	
④ 医療を受ける者に対する説明に関する責任者の配置状況	有・無
・医療の担い手が説明を行う際の同席者、標準的な説明内容その他説明の実施に必要な方法に関する規程の作成の有無 （ 有・無 ） ・説明等の実施に必要な方法に関する規程に定められた事項の遵守状況の確認、及び指導の主な内容：	

⑤ 診療録等の管理に関する責任者の選任状況	有・無
・診療録等の記載内容の確認、及び指導の主な内容：	
⑥ 医療安全管理部門の設置状況	有・無
・所属職員：専従（ ）名、専任（ ）名、兼任（ ）名 うち医師：専従（ ）名、専任（ ）名、兼任（ ）名 うち薬剤師：専従（ ）名、専任（ ）名、兼任（ ）名 うち看護師：専従（ ）名、専任（ ）名、兼任（ ）名 （注）報告書を提出する年度の10月1日現在の員数を記入すること ・活動の主な内容：	
※ 平成二八年改正省令附則第四条第一項及び第二項の規定の適用を受ける場合には、専任の医療に係る安全管理を行う者が基準を満たしていることについて説明すること。 ※ 医療安全管理委員会において定める医療安全に資する診療内容及び従事者の医療安全の認識についての平時からのモニタリングの具体例についても記載すること。	
⑦ 高難度新規医療技術の提供の適否等を決定する部門の状況	
・前年度の高難度新規医療技術を用いた医療の申請件数（ 件）、及び許可件数（ 件） ・高難度新規医療技術の提供の適否等を決定する部門の設置の有無（ 有・無 ） ・高難度新規医療技術を用いた医療を提供する場合に、従業者が遵守すべき事項及び高難度新規医療技術の提供の適否等を決定する部門が確認すべき事項等を定めた規程の作成の有無（ 有・無 ） ・活動の主な内容：	
・規程に定められた事項の遵守状況の確認の有無（ 有・無 ） ・高難度新規医療技術評価委員会の設置の有無（ 有・無 ）	

⑧ 未承認新規医薬品等の使用条件を定め、使用の適否等を決定する部門の状況 ・前年度の未承認新規医薬品等を用いた医療の申請件数（ 件）、及び許可件数（ 件） ・未承認新規医薬品等の使用条件を定め、使用の適否等を決定する部門の設置の有無（ 有・無 ） ・未承認新規医薬品等を用いた医療を提供する場合に、従業者が遵守すべき事項及び未承認新規医薬品等の使用条件を定め使用の適否等を決定する部門が確認すべき事項等を定めた規程の作成の有無（ 有・無 ） ・活動の主な内容： ・規程に定められた事項の遵守状況の確認の有無（ 有・無 ） ・未承認新規医薬品等評価委員会の設置の有無 （ 有・無 ）
⑨ 重大な事象が発生した場合の医療安全管理部門への報告状況等 ・入院患者が死亡した場合の医療安全管理部門への報告状況：年 件 ・患者の生命及び健康に与える影響が大きい事象であって、その発生を回避するための方法が普及している事象が発生した場合の医療安全管理部門への報告状況：年 件 （令和９年度より記載すること。） ・患者の生命及び健康に与える影響が大きい事象であって、その発生を回避できる可能性が必ずしも高いとは認められない事象が発生した場合の医療安全管理部門への報告状況：年 件 （令和９年度より記載すること。） ・上記に関する医療安全部門の活動の主な内容 ・上記に関する医療安全管理委員会の活動の主な内容 ・上記に関する管理者の従業員への指導の主な内容 （令和９年度より記載すること。）

⑩ 他の特定機能病院等の管理者と連携した相互立入り及び技術的助言の実施状況
・他の特定機能病院等への立入り（ 有（病院名： ）・無） ・他の特定機能病院等からの立入り受入れ（ 有（病院名： ）・無） ・技術的助言の実施状況
⑪ 当該病院内に患者からの安全管理に係る相談に適切に応じる体制の確保状況
・体制の確保状況

⑫ 職員研修の実施状況
・研修の実施状況

（注）前年度の実績を記載すること（⑥の医師等の所属職員の配置状況については提出年度の10月1日の員数を記入すること）

⑬ 管理者、医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者及び医療機器安全管理責任者のための研修の実施状況
・研修の実施状況

（注）前年度の実績を記載すること

⑭医療機関内における事故の発生の防止に係る第三者による評価の受審状況、当該評価に基づき改善のために講ずべき措置の内容の公表状況、当該評価を踏まえ講じた措置の状況
・ 第三者による評価の受審状況
・ 評価に基づき改善のために講ずべき措置の内容の公表状況
・ 評価を踏まえ講じた措置
(注) 記載時点の状況を記載すること

(様式第 6)
規則第 7 条の 2 の 2 各号に掲げる管理者の資質及び能力に関する基準

管理者に必要な資質及び能力に関する基準
・ 基準の主な内容
・ 基準に係る内部規程の公表の有無（ 有・無 ）
・ 公表の方法

規則第 7 条の 3 第 1 項各号に掲げる管理者の選任を行う委員会の設置及び運営状況

前年度における管理者の選考の実施の有無	有・無			
・ 選考を実施した場合、委員会の設置の有無（ 有・無 ）				
・ 選考を実施した場合、委員名簿、委員の経歴及び選定理由の公表の有無（ 有・無 ）				
・ 選考を実施した場合、管理者の選考結果、選考過程及び選考理由の公表の有無（ 有・無 ）				
・ 公表の方法				
管理者の選任を行う委員会の委員名簿及び選定理由				
氏名	所属	委員長 (○を付す)	選定理由	特別の関 係
				有・無
				有・無
				有・無
				有・無

規則第9条の2第3項及び第2項に掲げる病院の管理及び運営を行うための合議体の設置及び運営状況

合議体の設置の有無		有・無	
・合議体の主要な審議内容 ・審議の概要の従業者への周知状況 ・合議体に係る内部規程の公表の有無（有・無） ・公表の方法 ・外部有識者からの意見聴取の有無（有・無）			
合議体の委員名簿			
氏名	委員長 (○を付す)	職種	役職

規則第15条の4第1項第1号に掲げる管理者が有する権限に関する状況

管理者が有する病院の管理及び運営に必要な権限

- ・ 管理者が有する権限に係る内部規程の公表の有無（有・無）
- ・ 公表の方法
- ・ 規程の主な内容
- ・ 管理者をサポートする体制（副院長、院長補佐、企画スタッフ等）及び当該職員の役割
- ・ 病院のマネジメントを担う人員についての人事・研修の状況

規則第15条の4第1項第2号に掲げる医療の安全の確保に関する監査委員会に関する状況

監査委員会の設置状況			有・無		
・ 監査委員会の開催状況：年 回 ・ 活動の主な内容： ・ 監査委員会の業務実施結果の公表の有無（ 有・無 ） ・ 委員名簿の公表の有無（ 有・無 ） ・ 委員の選定理由の公表の有無（ 有・無 ） ・ 監査委員会に係る内部規程の公表の有無（ 有・無 ） ・ 公表の方法：					
監査委員会の委員名簿及び選定理由（注）					
氏名	所属	委員長 （○を付 す）	選定理由	利害関係	委員の要件 該当状況
				有・無	
				有・無	
				有・無	
				有・無	
				有・無	
				有・無	

（注） 「委員の要件該当状況」の欄は、次の1～3のいずれかを記載すること。

1. 医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者その他の学識経験を有する者（令和9年4月1日以降は、特定機能病院の医療安全管理部門に専従で配置された経験を3年以上持つ医師、看護師、薬剤師であること。）

2. 医療を受ける者その他の医療従事者以外の者（1.に掲げる者を除く。）

3. その他

規則第15条の4第1項第3号イに掲げる管理者の業務の執行が法令に適合することを確保するための体制の整備に係る措置

管理者の業務が法令に適合することを確保するための体制の整備状況

・体制の整備状況及び活動内容

- ・ 専門部署の設置の有無（有・無）
- ・ 内部規程の整備の有無（有・無）
- ・ 内部規程の公表の有無（有・無）
- ・ 公表の方法

規則第 15 条の 4 第 1 項第 3 号ロに掲げる開設者による業務の監督に係る体制の整備に係る措置

開設者又は理事会等による病院の業務の監督に係る体制の状況			
・ 病院の管理運営状況を監督する会議体の体制及び運営状況 ・ 会議体の実施状況（ 年 回 ） ・ 会議体への管理者の参画の有無および回数（ 有・無 ）（ 年 回 ） ・ 会議体に係る内部規程の公表の有無（ 有・無 ） ・ 公表の方法			
病院の管理運営状況を監督する会議体の名称：			
会議体の委員名簿			
氏名	所属	委員長 （○を付す）	利害関係
			有・無
			有・無
			有・無
			有・無

（注） 会議体の名称及び委員名簿は理事会等とは別に会議体を設置した場合に記載すること。

規則第15条の4第1項第4号に掲げる医療安全管理の適正な実施に疑義が生じた場合等の
情報提供を受け付ける窓口の状況

窓口の状況
・ 情報提供を受け付けるための窓口の設置の有無（ 有・無 ）
・ 通報件数（年 件）
・ 窓口に提供する情報の範囲、情報提供を行った個人を識別することができないようにするための 方策その他窓口の設置に関する必要な定めの有無（ 有・無 ）
・ 窓口及びその使用方法についての従業者への周知の有無（ 有・無 ）
・ 周知の方法

(新設)

(様式第 7)

専門性の高い対応を行う上での取組みに関する書類（任意）

1 果たしている役割に関する情報発信

① 果たしている役割に関する情報発信の有無	有・無
・ 情報発信の方法、内容等の概要	

2 複数の診療科が連携して対応に当たる体制

① 複数の診療科が連携して対応に当たる体制の有無	有・無
・ 複数の診療科が連携して対応に当たる体制の概要	

(様式第 8-1)

番 号
令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

開設者名

〇〇病院の紹介率及び逆紹介率の向上に関する年次計画について

標記について、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 9 条の 20 第 6 号口及び第 7 号口の規定に基づき、次のとおり提出します。

記

1 紹介率及び逆紹介率の前年度の平均値

紹介率	逆紹介率
算出根拠	
A：紹介患者の数	人
B：他の病院又は診療所に紹介した患者の数	人
C：救急用自動車によって搬入された患者の数	人
D：初診の患者の数	人

(注) 1 「紹介率」欄は、A、Cの和をDで除した数に 100 を乗じて小数点以下第 1 位まで記入すること。
2 「逆紹介率」欄は、BをDで除した数に 100 を乗じて小数点以下第 1 位まで記入すること。
3 A、B、C、Dは、それぞれの前年度の延数を記入すること。

2 紹介率及び逆紹介率向上のための基本方針と向上のための具体的な予定措置

(注)「紹介率」又は「逆紹介率」のうち、承認要件を満たしていないものについてのみ記載すること。

(新設)

3 年次計画

(1)紹介率

計 画 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
年次目標紹介率	第1年度 (令和 年度)		・ %
	第2年度 (令和 年度)		・ %
	第3年度 (令和 年度)		・ %
	第4年度 (令和 年度)		・ %
	第5年度 (令和 年度)		・ %

(注)「紹介率」が、承認基準を満たしていない場合についてのみ記載すること。

(2)逆紹介率

計 画 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
年次目標紹介率	第1年度 (令和 年度)		・ %
	第2年度 (令和 年度)		・ %
	第3年度 (令和 年度)		・ %
	第4年度 (令和 年度)		・ %
	第5年度 (令和 年度)		・ %

(注)逆紹介率が、承認要件を満たしていない場合についてのみ記載すること。

(様式第 8-2)

番
令和 年 月 日
号

厚生労働大臣 殿

開設者名

〇〇病院の昨年度の業務報告において提出した年次計画の経過について

標記について、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 9 条の 20 第 6 号ロ及び第 7 号ロの規定に基づき、次のとおり提出します。

記

1 提出した年次計画の項目

1 紹介率、2 逆紹介率

(注) 上記のうち昨年度年次計画を提出したものの番号に○を付けること。

2 昨年度および今年度の実績

昨年度提出した年次計画書での報告事項 (実績及び予定措置)	今年度の実績及び承認要件を満たしていない場合の理由

(注) 1 左欄には、昨年度の業務報告において様式第 8 として報告した事項を記載すること。
2 右欄には、今年度の実績及び、承認要件を満たしていない場合はその理由を記載すること。

3 今後の具体的措置

(注) 本年度も承認要件を満たしていない場合、2 で記載した事項以外の更なる措置を記載すること。

(様式第 8-3)

番
令和 年 月 日
号
日

厚生労働大臣

殿

開設者名

〇〇病院の体制整備に係る計画について

標記について、次のとおり提出します。

記

1 整備を要する体制

- | |
|--|
| 1 医療法施行規則第 6 条の 4 第 1 項に掲げる診療科のうち設置していないもの |
| 2 免許取得直後の薬剤師を対象とした病棟業務等に係る総合的な研修 |
| 3 看護師の特定行為研修 |

(注) 上記のうち整備に係る計画を提出するものの番号に○を付けること。

2 上記 1 で 1 を選択した場合の具体的な診療科

--

3 今後の具体的な整備計画

--

(様式第 8-4)

番
令和 年 月 日 号

厚生労働大臣 殿

開設者名

〇〇病院の人的協力に係る年次計画について

標記について、次のとおり提出します。

記

1 人的協力の前年度の実績

常勤医師換算数	人
---------	---

(注) 承認申請する病院の場合は、承認申請時点の実績を記載すること。

2 人的協力の確保のための基本方針と確保のための具体的な予定措置

3 年次計画

計 画 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
年次目標人数	第 1 年度 (令和 年度)	・ 人
	第 2 年度 (令和 年度)	・ 人
	第 3 年度 (令和 年度)	・ 人
	第 4 年度 (令和 年度)	・ 人
	第 5 年度 (令和 年度)	・ 人

(様式第 8-5)

番
令和 年 月 日
号

厚生労働大臣 殿

開設者名

〇〇病院の昨年度に提出した人的協力に係る年次計画の経過について

標記について、次のとおり提出します。

記

1 昨年度および今年度の実績

昨年度提出した年次計画書での報告事項 (実績及び予定措置)	今年度の実績及び年次目標人数を達成していない場合の理由

(注) 1 左欄には、昨年度に様式第 8-4 又は 8-5 により報告した事項を記載すること。
2 右欄には、今年度の実績及び、年次目標人数を満たしていない場合はその理由を記載すること。

2 今後の具体的措置

(注) 年次目標人数を達成していない場合は、1 の「達成していない場合の理由」に記載した以外の更なる具体的措置について記載すること。

(様式第 9)

番 号
令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

開設者名

〇〇病院に関する変更について

標記について、医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第 4 条の 3 の規定に基づき、以下のとおり変更があったので届け出ます。

名 称
変更があった事項及びその内容

- (注) 1 必要がある場合は続紙に記載して添付すること。
2 開設者名の記入箇所及び「名称」欄には、変更があった場合は、変更後のものを記入すること。
3 「変更があった事項及びその内容」欄には、変更があった事項を明らかにした上で、その事項についての変更のみを、変更前と変更後の内容を区別して下記により記入すること。
- ① 開設者の氏名及び名称の変更については、変更前のもののみを記載することとしても差支えない。
 - ② 診療科名の変更の場合は、医療法施行規則第 6 条の 4 に掲げる診療科名をそれ以外の診療科名よりも先に記入し、削除又は追加された診療科名に下線を付すこと。
 - ③ 集中治療室、無菌病室等又は医薬品情報管理室の構造設備の変更については、承認申請書に記載することとされている事項に係る変更のみを変更前と変更後のそれぞれを区別して記入すること。なお、集中治療室、無菌病室等又は医薬品情報管理室を有しなくなった場合にはその旨を記載し、固定式の無菌病室や専用の医薬品情報管理室を新たに設けたなどの場合には承認申請書に記載することとされているものと同じ事項について記入すること。
- (記載例：50 床増床し、集中治療室にペースメーカーを導入した場合)
- 病床数
変更前：550 床
変更後：600 床
- 集中治療室に備える機器
変更前：人工呼吸装置、心電計、心細動除去装置
変更後：人工呼吸装置、心電計、心細動除去装置、ペースメーカー

(様式第 10)

厚生労働大臣

殿

番
令和 年 月 日
開設者名

〇〇病院の業務に関する報告について

標記について、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 12 条の 3 第 1 項及び医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 9 条の 2 の 2 の第 1 項の規定に基づき、令和 年度の業務に関して報告します。

記

1 開設者の住所及び氏名

住 所	〒
氏 名	

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 名 称

--

3 所在の場所

〒	電話()	—
---	-------	---

4 特定機能病院の類型

1 大学病院本院（特定機能病院 A）
2 医療法施行規則第 6 条の 3 第 3 項に規定する特定機能病院（特定機能病院 B）
3 医療法施行規則第 9 条の 20 第 1 項第 1 号ホの規定を満たさない特定機能病院（その他の特定機能病院）

(注) 上記のいずれかを選択し、番号に○印を付けること。

5 診療科

5-1 設置する診療科の区分

1 医療法施行規則第 6 条の 4 第 1 項の規定に基づき、有すべき診療科すべてを設置
2 医療法施行規則第 6 条の 4 第 4 項の規定により読み替えられた同条第 1 項の規定に基づき、医療法施行規則第 6 条の 3 第 3 項に規定する特定機能病院として、13 以上の診療科を設置
3 医療法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 84 号）による改正前の医療法施行規則の規定に基づき、有すべき診療科を設置

(注) 1 上記のいずれかを選択し、番号に○印を付けること。

2 その他の特定機能病院の場合については、3 に○印を付けること。

(新設)

5-2 標榜している診療科名

(1) 内科

内科	有 ・ 無
内科と組み合わせた診療科名等 1呼吸器内科 2消化器内科 3循環器内科 4腎臓内科 5神経内科 6血液内科 7内分泌内科 8代謝内科 9感染症内科 10アレルギー疾患内科またはアレルギー科 11リウマチ科	
診療実績	

- (注) 1 「内科と組み合わせた診療科名等」欄については、標榜している診療科名の番号に○印を付けること。
2 「診療実績」欄については、「内科と組み合わせた診療科名等」欄において、標榜していない診療科がある場合、その診療科で提供される医療を、他の診療科で提供している旨を記載すること。

(2) 外科

外科	有 ・ 無
外科と組み合わせた診療科名 1呼吸器外科 2消化器外科 3乳腺外科 4心臓外科 5血管外科 6心臓血管外科 7内分泌外科 8小児外科	
診療実績	

- (注) 1 「外科と組み合わせた診療科名」欄については、標榜している診療科名の番号に○印を付けること。
2 「診療実績」欄については、「外科」「呼吸器外科」「消化器外科」「乳腺外科」「心臓外科」「血管外科」「心臓血管外科」「内分泌外科」「小児外科」のうち、標榜していない科がある場合は、他の標榜科での当該医療の提供実績を記載すること（「心臓血管外科」を標榜している場合は、「心臓外科」「血管外科」の両方の診療を提供しているとして差し支えないこと）。

(3) その他の標榜していることが求められる診療科名

1精神科	2小児科	3整形外科	4脳神経外科	5皮膚科	6泌尿器科	7産婦人科
8産科	9婦人科	10眼科	11耳鼻咽喉科	12放射線科	13放射線診断科	
14放射線治療科	15麻酔科	16救急科				

- (注) 標榜している診療科名の番号に○印を付けること。

(4) 歯科

歯科	有 ・ 無
歯科と組み合わせた診療科名 1小児歯科 2矯正歯科 3口腔外科	
歯科の診療体制	

- (注) 1 「歯科」欄及び「歯科と組み合わせた診療科名」欄については、標榜している診療科名の番号に○印を付けること。
2 「歯科の診療体制」欄については、医療法施行規則第六条の四第五項の規定により、標榜し

ている診療科名として「歯科」を含まない病院については記入すること。

(5) (1) ～ (4) 以外でその他に標榜している診療科名

1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21

(注) 標榜している診療科名について記入すること。

5-3 その他設置していることが求められる診療科

	設置状況	当該診療科において提供されるべき医療を提供している診療科・部門
リハビリテーションを行う診療科	有 ・ 無	
病理診断を行う診療科	有 ・ 無	
臨床検査を行う診療科	有 ・ 無	
形成外科を行う診療科	有 ・ 無	
総合的な診療を行う診療科	有 ・ 無	

(注) 1 一番右の欄には、それぞれの診療科において提供されるべき医療を実質的に提供している診療科又は部門を記載すること（例：リハビリテーション科、臨床検査部門など。）。
2 総合的な診療を行う診療科は標榜診療科名には含まれていないこと。また、その他の診療科についても、必ずしも標榜の必要はないこと。

6 病床数

精 神	感染症	結 核	療 養	一 般	合 計
床	床	床	床	床	床

7 医師、歯科医師、薬剤師、看護師及び准看護師、管理栄養士その他の従業者の員数

職 種	常 勤	非常勤	合 計	職 種	員 数	職 種	員 数
医 師	人	人	人	看護補助者	人	診療エックス線技師	人
歯 科 医 師	人	人	人	理学療法士	人	臨床検査技師	人
薬 剤 師	人	人	人	作業療法士	人	衛生検査技師	人
保 健 師	人	人	人	視能訓練士	人	その他	人
助 産 師	人	人	人	義肢装具士	人	がん療育コーディネーター	人
看 護 師	人	人	人	臨床工学技師	人	医療社会事業従事者	人
准 看 護 師	人	人	人	栄養士	人	その他の技術員	人
歯科衛生士	人	人	人	歯科技工士	人	事務職員	人
管理栄養士	人	人	人	診療放射線技師	人	その他の職員	人

(注) 1 報告書を提出する年度の10月1日現在の員数を記入すること。
2 栄養士の員数には、管理栄養士の員数は含めなくて記入すること。
3 「合計」欄には、非常勤の者を当該病院の常勤の従事者の通常の勤務時間により常勤換算した員数と常勤の者の員数の合計を小数点以下2位を切り捨て、小数点以下1位まで算出して記入すること。それ以外の欄には、それぞれの員数の単純合計員数を記入すること。

8 専門の医師数

専門医名	人 数	専門医名	人 数
総合内科専門医	人	眼 科 専 門 医	人
外 科 専 門 医	人	耳鼻咽喉科専門医	人
精 神 科 専 門 医	人	放射線科専門医	人
小 児 科 専 門 医	人	脳神経外科専門医	人
皮 膚 科 専 門 医	人	整形外科専門医	人
泌尿器科専門医	人	麻 酔 科 専 門 医	人
産婦人科専門医	人	救 急 科 専 門 医	人
形成外科専門医	人	病 理 専 門 医	人
臨床検査専門医	人	リハビリテーション科専門医	人
総合診療専門医	人	合 計	人

(注) 1 報告書を提出する年度の10月1日現在の員数を記入すること。

2 人数には、非常勤の者を当該病院の常勤の従事者の通常の勤務時間により常勤換算した員数と常勤の者の員数の合計を小数点以下1位を切り捨て、整数で算出して記入すること。

9 管理者の医療に係る安全管理の業務の経験

管理者名 () 任 命 年 月 日 令 和 年 月 日

10 前年度の平均の入院患者、外来患者及び調剤の数

歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の前年度の平均の入院患者及び外来患者の数

	歯 科 等 以 外	歯 科 等	合 計
1日当たり平均入院患者数	人	人	人
1日当たり平均外来患者数	人	人	人
1日当たり平均調剤数	剤		
必要医師数	人		
必要歯科医師数	人		
必要薬剤師数	人		
必要（准）看護師数	人		

(注) 1 「歯科等」欄には、歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科を受診した患者数を、「歯科等以外」欄にはそれ以外の診療料を受診した患者数を記入すること。

2 入院患者数は、前年度の各科別の入院患者延数(毎日の24時現在の在院患者数の合計)を暦日で除した数を記入すること。

3 外来患者数は、前年度の各科別の外来患者延数をそれぞれ病院の年間の実外来診療日数で除した数を記入すること。

4 調剤数は、前年度の入院及び外来別の調剤延数をそれぞれ暦日及び実外来診療日数で除した数を記入すること。

5 必要医師数、必要歯科医師数、必要薬剤師数及び必要（准）看護師数については、医療法施行規則第22条の2の算定式に基づき算出すること。

11 施設の構造設備

施設名	床面積	主要構造	設備概要			
集中治療室	m ²		病床数	床	心電計	有・無
			人工呼吸装置	有・無	心臓除動去装置	有・無
			その他の救急蘇生装置	有・無	ペースメーカー	有・無
無菌病室等	[固定式の場合] [移動式の場合]	床面積 台数	m ²	病床数	床	
医薬品 情報管理室	[専用室の場合] [共用室の場合]	床積 共用する室名	m ²			
化学検査室	m ²			(主な設備)		
細菌検査室	m ²			(主な設備)		
病理検査室	m ²			(主な設備)		
病理解剖室	m ²			(主な設備)		
研究室	m ²			(主な設備)		
講義室	m ²		室数	室	収容定員	人
図書室	m ²		室数	室	蔵書数	冊程度

- (注) 1 主要構造には、鉄筋コンクリート、簡易耐火、木造等の別を記入すること。
2 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器を記入すること。

12 紹介率及び逆紹介率の前年度の平均値

紹介率	. %	逆紹介率	. %
算A：紹介患者の数			人
出B：他の病院又は診療所に紹介した患者の数			人
根C：救急用自動車によって搬入された患者の数			人
拠D：初診の患者の数			人

- (注) 1 「紹介率」欄は、A、Cの和をDで除した数に100を乗じて小数点以下第1位まで記入すること。
2 「逆紹介率」欄は、BをDで除した数に100を乗じて小数点以下第1位まで記入すること。
3 A、B、C、Dは、それぞれの前年度の延数を記入すること。

13 監査委員会の委員名簿及び委員の選定理由 (注)

氏名	所属	委員長 (○を付す)	選定理由	利害関係	委員の要件 該当状況
				有・無	
				有・無	
				有・無	
				有・無	
				有・無	
				有・無	

- (注) 「委員の要件該当状況」の欄は、次の1～3のいずれかを記載すること。
1. 医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者その他の学識経験を有する者（令和9年4月1日以降は、医療安全管理部門に配置された専従の医師、薬剤師又は看護師として3年以上の経験がある者に限る。）
2. 医療を受ける者その他の医療従事者以外の者（1.に掲げる者を除く。）
3. その他

14 監査委員会の委員名簿及び委員の選定理由の公表の状況

委員名簿の公表の有無	有・無
委員の選定理由の公表の有無	有・無
公表の方法	

(新設)

(様式第11)

医療収支状況

Ⅰ 医療収益	
科 目	金 額
1 入院診療収益	保険診療収益（患者負担含む）円
	公費等診療収益円
	その他の診療収益円
2 特別の療養環境収益	円
3 外来診療収益	保険診療収益（患者負担含む）円
	公費等診療収益円
	その他の診療収益円
4 その他の医療収益	円
（うち）保健予防活動収益	円
医療収益合計	0円

Ⅱ 介護収益

☒ 病院として介護保険事業を実施していない

※ 病院として介護保険事業を実施していない場合は、チェック欄“□”にチェックを入れてください。
この場合、「Ⅱ 介護収益」の記入の必要はありません。

科 目	金 額
1 施設サービス収益	円
2 居宅サービス収益	円
（うち）短期入所療養介護分	円
3 その他の介護収益	円
介護収益合計	0円

Ⅲ 医業・介護費用		
科 目		金 額
1 材料費	医薬品費	円
	診療材料費・医療消耗器具備品費	円
	(うち) 特定保険医療材料費	円
	給食用材料費	円
2 給与費		円
	(うち) 通勤手当	円
	(うち) 法定福利費	円
3 委託費		円
	(うち) 給食委託費	円
	(うち) 人材委託費	円
	(うち) 紹介手数料	円
4 設備関係費		円
	(うち) 減価償却費	円
	(うち) 建物減価償却費	円
	(うち) 医療機器減価償却費	円
	(うち) 設備機器賃借料	円
	(うち) 医療機器賃借料	円
	(うち) 土地賃借料	円
	(うち) 消費税課税対象費用(設備機器賃借料を除く)	円
5 経費(光熱水費、医業貸倒損失等)		円
	(うち) 消費税課税対象費用	円
	(うち) 水道光熱費	円
6 その他の医業・介護費用		円
	(うち) 消費税課税対象費用	円
	(うち) 控除対象外消費税等負担額(※)	円
医業・介護費用合計		0円

※ 経理方式が税抜の場合のみ記入してください

Ⅳ 損益差額		
科 目		金 額
損益差額(医業収益合計＋介護収益合計－医業・介護費用合計)		0円

Ⅴ その他の収益・その他の費用		
科 目		金 額
1 その他の収益		円
	(うち) 補助金・負担金等のうち人件費補助・運営費補助	円
	(うち) 補助金・負担金等のうち設備補助	円

2 その他の費用		円
----------	--	---

Ⅵ 特別利益・特別損失		
	科 目	金 額
1	特別利益	円
2	特別損失	円

Ⅶ 総損益差額		
	科 目	金 額
総損益差額（損益差額＋その他の収益－その他の費用＋特別利益－特別損失）		0 円

Ⅷ 税金		
	科 目	金 額
1	法人税	円
2	住民税	円
3	事業税	円

Ⅸ 税引後の総損益差額		
	科 目	金 額
税引後の総損益差額（総損益差額－税金）		0 円

（注） 医業収支状況に関しては、前年度の実績を記載すること。

